漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則(令和 2 年神奈川県規則第 91 号)第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

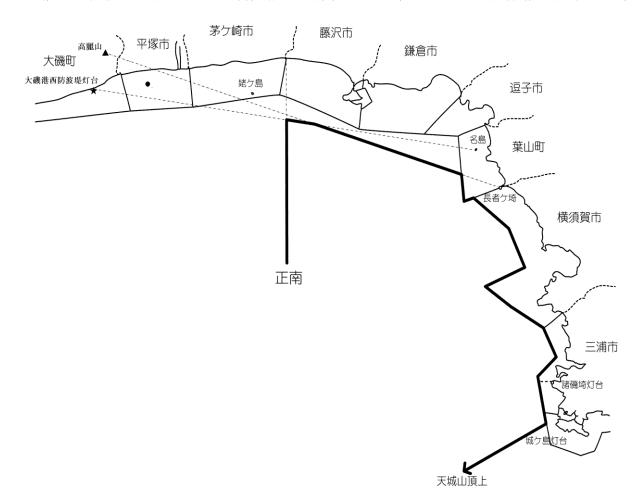
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種	許可又	推進機	操業区域	漁業時期	許可又は起	(規則第 14 条第1	許可又は	許可の有
類	は起業	関の馬			業の認可を	項により許可又は起	起業の認	効期間
	の認可	力数			すべき漁業	業の認可時に付加す	可を申請	
	をすべ				者の資格	る条件)	すべき期	
	き漁業						間	
	者の数							
	(人)							
ひらめ	1	定め	三浦市三崎町城ヶ島灯台と	11月1日から翌	横須賀市長	漁具の規模は次のと	令和4年	許可日か
一枚網		なし	静岡県伊豆市天城山頂上と	年4月 30 日ま	井に漁業根	おりとする。	2月28日	ら令和8
漁業			の見通し線から、藤沢市、	で	拠地を有し	1.目合 15 cm以上	から同年	年 10 月 31
			茅ヶ崎市境界線と最大高潮		ている者	2.網丈 4.5m 以下	3月2日	日まで
			時海岸線との交点より正南				まで	
			の線に至る神奈川県海面。					
			ただし、横須賀市秋谷長者					
			ケ埼突端、同突端と中郡大					
			磯町高麗山頂上との見通し					
			線と三浦郡葉山町地先名島					
			頂上と大磯港西防波堤灯台					
			との見通し線の交点及び大					
			磯港西防波堤灯台の3点を					
			順次結んだ線以北の区域並					
			びに共同漁業権の漁場の区					
			域を除く。					

操業区域

三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ケ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



	ı		T	1	Τ		1	1
かれい、	1	定め	三浦市南下浦町上宮田、横須	1月1日から12	三浦市南	1. 網の目合は次の	同上	許可日か
すずき、		なし	賀市津久井境界線と最大高	月 31 日まで	下浦町金	とおりとする。		ら令和8
めばる			潮時海岸線との交点より正		田に漁業	(1)すずきを目的とす		年7月31
一枚網			東の線から、下記点Aから点		根拠地を	るもの 9 cm以上		日まで
漁業			Bを結んだ線の延長線に至		有してい	(2)めばるを目的とす		
			る神奈川県海面。ただし、共		る者	るもの 6 cm以上		
			第1号、共第2号及び共第3					
			号共同漁業権の漁場の区域			2. 網の張立時間は		
			を除く。			15 時から翌日 10		
			点 A 三浦市南下浦町松輪			時までとする。		
			地先にある黒島頂上					
			点B 共第3号と共第4号					
			の境界の最東端					
1								
くるま	1	同上		4月1日から12	同上	なし	同上	許可日か
	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場		同上	なし	同上	許可日か ら5年間
えび三	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共	4月1日から12 月31日まで	同上	なし	同上	許可日から5年間
えび三枚網漁	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共 同漁業権の漁場の区域及び		同上	なし	同上	
えび三	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共 同漁業権の漁場の区域及び 共第3号共同漁業権の漁場		同上	なし	同上	
えび三枚網漁	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共 同漁業権の漁場の区域及び		同上	なし	同上	
えび三枚網漁	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共 同漁業権の漁場の区域及び 共第3号共同漁業権の漁場		同上	なし	同上	
えび三枚網漁	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共 同漁業権の漁場の区域及び 共第3号共同漁業権の漁場		同上	なし	同上	
えび三枚網漁	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共 同漁業権の漁場の区域及び 共第3号共同漁業権の漁場		同上	なし	同上	
えび三枚網漁	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共 同漁業権の漁場の区域及び 共第3号共同漁業権の漁場		同上	なし	同上	
えび三枚網漁	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共 同漁業権の漁場の区域及び 共第3号共同漁業権の漁場		同上	なし	同上	
えび三枚網漁	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共 同漁業権の漁場の区域及び 共第3号共同漁業権の漁場		同上	なし	同上	
えび三枚網漁	1	同上	共第2号共同漁業権の漁場 の区域。ただし、共第1号共 同漁業権の漁場の区域及び 共第3号共同漁業権の漁場		同上	なし	同上	